



草加市監査委員告示第4号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和2年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和3年4月26日付けで草加市長から通知があったため、同条第14項及び草加市監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月27日

草加市監査委員 中村幸彦

草加市監査委員 鈴木由和

監査の結果に関する報告（令和3年3月26日 草監第479号）

1 対象

総合政策部 資産活用課

2 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
<p>随意契約によることができる予定価格の超過について</p> <p>契約行為に係る事務において、法令で定められた「随意契約によることができる予定価格」を超過した金額の案件のうち、競争入札の執行を行わず随意契約にて契約を締結しているものが見受けられました。</p> <p>市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。</p>	<p>ご指摘のありました契約事務につきましては、令和3年度から契約方法の見直しを行い、法令に適合することを確認した上で、適正かつ正確に事務処理を行うものとなりました。</p>